

## 函館市火災予防条例および函館市火災予防規則の一部改正（案）の概要

### 1 改正の背景・趣旨

令和7年2月から3月にかけて、焼損面積100ヘクタールを超える林野火災が岩手県大船渡市、山梨県大月市、熊本県南阿蘇村、岡山県岡山市および愛媛県今治市で相次いで発生しました。この火災を踏まえ、総務省消防庁において「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」では、林野火災における予防・警報制度の創設に係る提言等がとりまとめられ、令和7年8月29日付けで、火災予防条例（例）の一部改正（消防庁次長通知）がなされました。

### 2 改正の概要

- (1) 火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にします。また、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定を削除します。
- (2) 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとします。
- (3) 林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととします。
- (4) 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとします。
- (5) 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとします。

**【火の使用の制限】**

- ① 山林，原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- ④ 屋外において引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林，原野等の場所で，火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火（たばこの吸がらを含む。），取灰または火粉を始末すること。

- (6) 火災とまぎらわしい煙または火炎を発生おそれのある行為等の届出に，たき火が含まれることを明確にします。なお，これまで同様，届出の対象となる期間および区域は指定しないこととします。
- (7) 林野火災の予防上危険な気象状況になった際に，段階に応じて，強い制限・罰則を伴わない注意喚起等の仕組みである林野火災注意報や消防法に基づく火災警報のうち，林野火災の予防を目的とした林野火災警報を的確に発令し，防火指導の強化や火の使用制限の徹底を図るため，火災予防規則に発令基準について規定します。

**【林野火災注意報の発令基準例】**

以下の①または②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 短期間および長期間の降水が少ない状態のとき。
- ② 短期間の降水が少ない状態であり，かつ，乾燥注意報が発表されているとき。

**【林野火災警報の発令基準例】**

林野火災注意報の発令基準に加え，強風注意報が発表されている場合。

※ 林野火災注意報および林野火災警報は，発令しようとする日に降水が見込まれる場合，または，積雪がある場合は発令しないことができる。

### 3 施行期日

令和8年1月1日を予定しています。